

第19回一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会会議録

1 会 議 名 第19回一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会

2 開催日時 令和3年6月28日（月）午後1時30分から午後2時40分まで

3 開催場所 一関市役所特別会議室

4 出席者

(1) 委 員 石川隆明委員長、齋藤清壽副委員長、千葉敏紀委員、小野寺愛人委員、
千葉光祉委員、鈴木淳委員、菅原幹成委員、村上秀昭委員、
千葉晃委員、菅原彰委員

(2) 事務局 小野寺啓事務局次長兼総務管理課長、
吉田健総務管理課長補佐兼施設整備係長、石川勝志総務管理課主任主事
一般財団法人日本環境衛生センター5名（以下、日環センター）

5 議 事

(1) 施設整備基本計画について

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設

ア 関連施設について

イ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の主な仕様等について

(2) 余熱活用ワーキンググループの検討状況について

6 公開、非公開の別 非公開

7 協議内容

(1) 施設整備基本計画について

事務局 本日は、関連施設とエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の主な仕様等について検討いただき、次回にとりまとめをお願いする。

関連施設については前回の委員会での意見を踏まえ、修正を行っている。

関連施設とエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の主な仕様等については、プラントメーカーに対して、施設の配置や事業費などについてのアンケートを予定しており、その際に条件として示す内容となる。

日環センター エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の主な仕様等の資料について、特にマークがない項目は、このようにしてはどうかという提案であり、ご意見をいただいて内容に反映させていきたいのでよろしくお願いします。

（資料No.1、2、3により説明）

委 員 資料No.2の2ページに、リサイクル施設の規模の28.0 t / 5 h の根拠が平成29年3月の廃棄物処理基本構想で決めた規模とあるが、焼却施設を106 t に決めた

ときに検討した資料があると思うので、そちらの数値のほうがよいのではないかと。
事務局 次回までに規模を再計算する。

委員長 環境学習・啓発エリアとあるが、施設ではなくエリアとしたのはなぜか。

事務局 環境学習・啓発エリアとしたのは、単独の施設として必要か、リサイクル施設などへの併設とすれば、そういったスペースが確保できるのではないかということもあり、別棟ではなくという考え方で表現を見直したもの。

委員長 環境学習・啓発エリアとなると、施設というよりは機能と思った。

事務局 一部はリサイクル施設として交付金の対象となるため、別棟で設けないほうがよいのではないかという提案であった。

委員 エリアよりは機能のほうが理解しやすいように思う。

事務局 環境学習・啓発エリアは、一つの機能としてリサイクル施設の中に入ることが現実的であると思われる。はっきりとリサイクル施設の一つの機能という表現に見直し、位置づけを明確にしたい。

委員 ⑦の環境学習・啓発エリアの主な仕様（案）に、管理棟またはリサイクル施設への配置について検討という記載があるが、①の管理室等が管理棟となった場合には、環境学習・啓発エリアの管理棟への配置を検討するという意味か。①の管理室等が管理室等のままりサイクル施設へ併設となった場合は、環境学習・啓発エリアはリサイクル施設への配置も考えるという理解でよいのか。

事務局 そのとおり。

事務局 日環センターに伺いたいですが、管理室等は別棟とした場合でもリサイクル施設の関連施設として取り扱われるのか。

日環センター 焼却施設の中に管理室等を設けてもよいが、管理棟を別棟としても焼却施設のための整備の場合は交付金の交付対象外である。しかしながら、同時にリサイクル施設を建てるのであれば、別棟で管理棟を整備し、その中に環境学習・啓発エリアを設けることによって一部は交付金の対象となる。

事務局 ①管理室等と⑦環境学習・啓発エリアの組合せがよいということか。

日環センター 一般的には管理室ではなく管理棟として設けているところが多い。同時に建設されない場合もあるが、同時に建てる場合は、管理棟の中に環境学習・啓発エリアがあることによってリサイクルの啓蒙啓発ができることからリサイクル施設の一部としてみなされ交付対象となる。管理棟全部が交付対象となるわけではないが、環境学習・啓発エリア分は交付対象となる。

事務局 次回までに①と⑦の組合せというかたちで資料を修正し、提案したいと思う。

委員 資料No.3の1ページの処理対象ごみの災害廃棄物について、破碎したもので

はなくて一般ごみというような話であったが、再度教えてほしい。

日環センター 通常、災害廃棄物というと、地震が発生した場合に倒壊した建屋を解体するときに出てくる木くずなどの産業廃棄物のようなものではなく、災害が起きたことによって使えなくなった、粗大ごみや可燃性のものなど、通常時でも出されるようなものが処理対象ごみとなる。一般家庭から出るごみというイメージである。

委員 3 ページに、屋根には太陽光パネルを設置するとあるが、蓄電設備はどのように考えているか。国では蓄電設備も一緒に推奨されていると思うが。

日環センター そのような意見をいただいて、それを反映した内容でメーカーに示し、それに対してメーカーから提案をもらうというアンケートを出す予定であり、例えば蓄電でEV車の充電スタンドを1台分でも用意してほしいというようなことも条件として入れるということもありと思う。この場はご意見をいただいて検討する場だと思うのでよろしくお願いします。

事務局 余熱活用ワーキングでの検討案では、改めて余熱活用施設を整備するというよりは、本体施設に付加する機能のようなものもあるので、次回までに整理したいと思う。

委員長 資料No.3では、余熱利用について場外利用が未定となっている。この資料はメーカーに条件として示すためのものだと思うが、別途ワーキンググループで検討中の内容をどの程度まで示してメーカーから提案をもらうのか、つかめないところがある。

事務局 場外利用については、基本的には電気は線を引けば、どこまでも引くことができると思うが、温水は取り出し口をつけておくくらいしかないと考える。施設本体に持たせたい機能もこの中に盛り込む必要があるのであれば、盛り込んで次回に提案したいと思う。

委員長 ワーキンググループの検討内容もメーカーに示す最低条件になるということか。

事務局 条件として示す内容は、本体施設に持たせたい機能である。場外利用についてはこの段階では不要と考える。

(2) 余熱活用ワーキンググループの検討状況について

事務局 第3回余熱活用ワーキンググループ会議の内容について報告させていただく。

次回の第4回余熱活用ワーキンググループ会議である程度まとめたいと考えているが、事務局において内容を精査後、委員会へ報告させていただきたい。

(資料No.4により説明)

委 員 余熱活用ワーキンググループ会議での検討結果がまとまった段階で、委員会の開催前に資料を提供いただきたい。

事務局 まとまった段階で提供する。

委 員 周辺自治会説明会において余熱活用施設に関する提案が必要という意見があったようであるが、地域の方々はどの程度の内容を求めているのか。

事務局 地元とすればどういったものか示してもらわないと意見も言えないということであったが、こちら側としては内容がまだ固まっていないので現在検討中であると回答している。

担 当 課 総務管理課